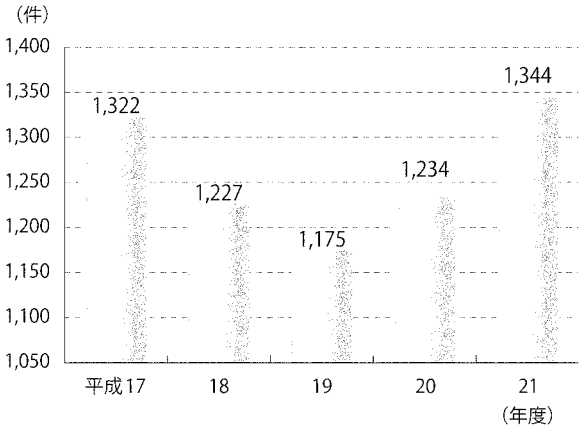
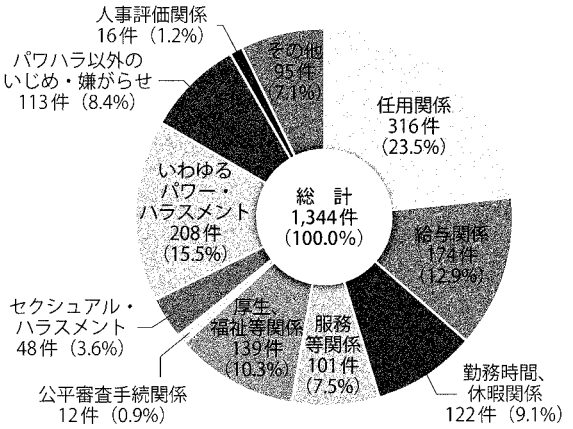
［図11－３］　苦情相談件数の推移



［図11－４］　平成21年度苦情相談の内容別件数



第12章　国際協力

国際社会における我が国の果たすべき役割が大きくなるにつれ、我が国公務員を開発途上国等の政府や国際機関に派遣してほしいという要請や、諸外国の公務員の育成や公務員制度の整備等について協力してほしいという要請が強くなっている。

人事院は、派遣法の適正な実施や、諸外国の政府職員等の研修に係る協力、中国・韓国との連携などを通じて、人事行政分野における国際協力を推進している。

第１節　派遣法による派遣状況

各府省は、派遣法に基づき、国際協力の一環として、条約その他の国際約束や我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関等の要請に応じ、職員をその同意の下にこれらの機関に派遣している。

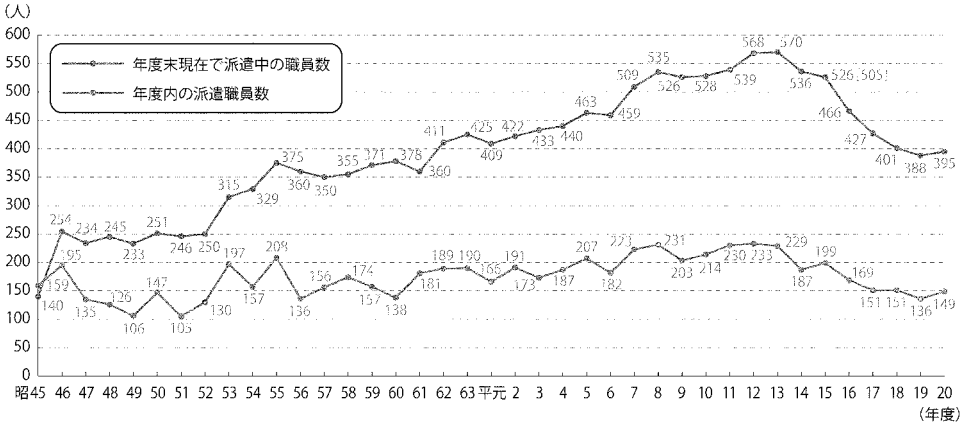
平成20年度において新たに国際機関等に派遣された職員は149人で、前年度と比べると13人増加している。

一方、平成20年度中の復帰職員数は129人で、前年度に比べ７人の減少となっている。このほか、職務復帰と同時に退職した職員が14人いた。この結果、平成20年度末における派遣職員数は395人で、前年度と比べると７人増加している（図12－１）。

また、職員を派遣する場合及び派遣の期間を更新する場合に、派遣期間が５年を超えるときには人事院に協議することとなっており、平成20年度には５人について協議があった。

平成20年度末の派遣先機関別及び派遣先地域別の状況は、図12－２及び図12－３のとおりである。

［図12－１］　派遣職員数の推移



（注）　平成15年度の［　］内の数は、国立大学法人の発足により同法人職員となった者（21人）を除いた人数である。

［図12－２］　平成20年度末派遣先機関別状況

